港区地域強靭化計画(素案)に寄せられた区民等意見に対する区の考え方

1 意見数

	件数
区民意見募集(郵便、インターネット等)により寄せられた意見 募集期間:令和3年2月11日から令和3年3月10日まで 人 数:8人(うちインターネット6人、持参1人、電話1人)	19件
計	19件

2 意見への対応状況

	件数			
1	意見を反映し、計画素案を修正したもの	1件		
2	計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの	8件		
3	計画素案では記述していないが、既存事業等で対応しているもの	4件		
4	意見の内容が対応できないもの	0件		
5	区政に対する要望等として受けたもの	6件		
	計			

区民意見募集(インターネット等)により寄せられた意見に対する区の考え方

No.	分類	区民等意見	対応状況	区の考え方等	区分
1	計画全般	大変わかりやすくまとまっている計画だと思いますが、計画の推進体制や進捗の 評価方法などはどのように考えているのでしょうか。	1	「I.本計画の概要」の「3 計画期間と今後の見直し」において、本計画を港区基本計画と併せて、PDCAサイクルにより進捗管理をする旨を追記しました。	インターネット
2	計画全般	港区の特徴は大都市であるという点かと思いますが、その大都市ゆえの脆弱性 (特に震災)に対して、もう少し強いメッセージが欲しいなと思いました。	2	本計画では、大都市である区の特性や脆弱性を踏まえ、以下の項目をリスクとし記載しております。 【推進目標1】「大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる」・リスクシナリオ1「建物・道路等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生」・リスクシナリオ2「不特定多数が集まる施設の倒壊・火災」 【推進目標2】「大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)」・リスクシナリオ3「想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足」これらのリスクを踏まえた取組として「住宅等の耐震化や安全対策の推進」(14頁)や、「総合的な帰宅困難者対策の推進」(22頁)などの取組を示しております。 今後も、大都市ならではの課題を踏まえながら、防災対策を推進してまいります。	
3	街づくり	素案の17頁「V.5強靭化に向けた取組 ⑤-ア土砂災害対策の充実・強化」において、がけや擁壁による土砂災害を防ぐため、工事費用助成金交付等による回収の促進に努めるとされています。 区ではこれまで段階的に擁壁改修の工事費用の一部助成を充実してこられ、意見者の知る範囲では工事費用の90%まで助成するという所まで決定したことは大変評価できるものと思います。 しかしながら、改修に要する擁壁所有者の負担は大きく、なかなか改修が進まない面もあると思います。 こうした状況に対して、地域住民としましては、所有者の責任のもと擁壁が適切に管理されることを望んでいますが自分たちの"まち"は自分たちが守るという考えから、所有者の自主性や行政の指導や助成に任せるばかりでなく、住民、町会・自治会、学校同窓会、地域防災協議会等で自主的に寄付を募り、擁壁改修費用に充てるという方策も必要であるものと考えております。 つきましては、地域で集めた寄付金が擁壁所有者の改修費用に適切に充当される仕組みを設けることについて本計画に盛り込んでいただくように検討をお願いします。 寄付を擁壁改修費用に充てる対象は、学校教育への理解、文化財の保存、良質な緑化の保持・提供等の擁壁所有者様を対象と考えております。	2	地域で集められた寄付金を、区が特定の方の財産の保全・管理のために活用する 仕組みを設けることは、行政の中立性・公平性という観点での課題があると考え ます。 一方、区は、推進目標1「大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大 限図られる」のリスクシナリオ5「大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数 の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態」に対する取組 としての「土砂災害対策の充実・強化」に示すとおり、がけ・擁壁の工事費用助 成金の交付(※)に加え、土砂災害を防ぐための周知・啓発の強化を進めており ます。 引き続き、助成等支援制度の周知をはかり、土砂災害対策の充実に努めてまいり ます。 ※区は、区内の個人又はマンション等管理組合、中小企業、宗教法人等が所有する敷地内 のがけ又は擁壁について、擁壁の新設工事又は築造替え工事をする場合、工事費用の2分 の1以内かつ、一般区域は500万円、土砂災害(特別)警戒区域は5,000万円を限度額と し、助成金を交付しています。	持参
4	情報発信	1 0年前の東日本大震災での印象的なニュース報道がいまだに記憶に残っています。市役所の女性職員が防災行政無線で必死に避難を呼びかける音声が流れ、発信者本人は津波にのみこまれて亡くなられたとのニュースでした。災害発生時の最重要事項は緊急情報の伝達であり、防災のための緊急情報伝達システムの完備が不可欠である。この情報伝達手段としてはTV、ラジオ、スマホ・PC等の携帯機器によるインターネット通信に加えて、防災行政無線による災害・避難等の緊急情報の直接的声掛けが重要不可欠です。それにもかかわらず私が住んでいる地域では、区の防災行政無線の音声が大変不明瞭でほとんど聞き取れません。是非早急の改善を希望します。この防災行政無線の改良に向け、防災行政無線の音声状態を港区の各地域で出来るだけ詳しく正確に調べて、スピーカーからの音声状態のマップを作成する。	2	本計画では「行政による情報処理・発信体制の整備」(18頁ほか)という取組を示しており、防災行政無線の更新のほか、防災アプリによる防災情報の配信や室内で防災行政無線の内容を聞くごとができる港区防災ラジオの配布など、様々な情報媒体による情報発信体制を構築することとしております。今後も、区民の皆様が安心して過ごせるよう、防災情報発信体制の整備を進めてまいります。	インターネット

No.	分類	区民等意見	対応状況	区の考え方等	区分
5	情報発信	防災行政無線の改良に向け、音声不良の地域では、無線機・スピーカーの性能と 品質の向上を図る。	2	本計画では「行政による情報処理・発信体制の整備」(18頁ほか)という取組を示しており、防災行政無線の更新のほか、防災アプリによる防災情報の配信や室内で防災行政無線の内容を聞くごとができる港区防災ラジオの配布など、様々な情報媒体による情報発信体制を構築することとしております。今後も、区民の皆様が安心して過ごせるよう、防災情報発信体制の整備を進めてまいります。	インターネット
6		区内の災害避難所には太陽光発電や蓄電池、バッテリー自動車等からの電力供給など、色々なものを組み合わせた対策を検討されているのでしょうか。 現在、各災害避難所に配備されている電力設備で電力不足の心配がない十分な対策が取られているのでしょうか。	9	本計画では「避難所の環境改善」(24頁)という取組の中で、全ての避難所において小型発電機を配備するとともに、避難者のスマートフォン充電用蓄電池セットも配備しております。さらに、災害時等における民間事業者との協力協定により、避難所で給電車両が利用できるよう体制も整えております。 引き続き、避難所における電力不足を回避するための様々な取組を相乗的に実施できるよう努めてまいります。	インターネット
7	ライフライン	区内では在宅避難が基本となっていますが、現在、住んでいるマンションに十分な停電対策用の設備が整っているとは言えない状況にあり、もし何十時間もの停電が発生した場合、本当に在宅避難を続けていられるのか非常に不安です。今後の停電追加対策に必要な設備購入に対しての助成金もしっかりと交付していただきたい。	2	本計画では「地域の災害対応力の向上」(19頁ほか)という取組の中で、防災住民組織や共同住宅への発電機も含めた防災資機材の助成を行っております。また、令和3年度からは、ポータブル蓄電池を助成対象品目とする予定であり、マンション等の停電時における自助の取組を支援してまいります。	インターネット
8	コミュニティ	自治会に入っていない方等、 <u>地域コミュニティに属さない方に対して、災害時に助けがあるかどうか不安です。</u> 地域とのつながりが希薄であると感じており、近隣住民の名前も顔もわからない 状態です。	2	本計画では「行政による情報処理・発信体制の整備」(18頁ほか)という取組を示しており、防災行政無線を更新するほか、防災アプリによる防災情報の配信や室内で防災行政無線の内容を聞くごとができる港区防災ラジオの配布など、様々な情報媒体による情報発信体制を構築することとしております。引き続き、災害時のリスク軽減のため、地域コミュニティの活性化に向けた取組を推進してまいります。	電話
9	マンホールトイレ	公園などのマンホールトイレの設置の拡充を要望します。	2	本計画では「避難所における衛生管理」(23頁ほか)という取組を示し、災害時 用マンホールトイレの整備方針に基づき、災害時のトイレ対策として、避難所と なる施設をはじめ、公園等の施設にもマンホールトイレの整備を進めることとし ております。 今後も、公園等の整備工事の際には、マンホールトイレの整備を検討してまいり ます。	インターネット

No.	分類	区民等意見	対応状況	区の考え方等	区分
10	街づくり	区民です。 沈つも有難うございます。 港区地域強靭化計画素案、拝見しました。 多方面網羅されており、大変心強く思いました。 自然災害の中でも、気象が原因のものは予測可能なものが多いので、命を守るという観点からは現状でも充分かと思います。 財産やインフラは費用対効果も考慮して欲しいです。 一方、大震災について。 現時点では予測不能な上、港区は大都市です。 巨大地震に対する脆弱性は地方より高いかと思いますが、素案を拝見する限り、その辺りの具体策が曖昧な感じで少し不安です。 耐震化とありますが、実際、街を歩いていて危ないなと思う場所はたくさんあるので。 例えば落下物などの対策は、指導、注意喚起やオープンスペース確保とありますが、それで充分とは思えません。 某区内の雑居ビル街など、ここで大地震がおきたら助からないなと歩きながらいつも不安を感じます。 そもそも景観を乱す屋外広告看板などは命の危険性も考慮し、条例で規制して欲しいと思っています。 予算は限られていると思いますが、港区の何処にいても安全と思えるような街にして欲しいです。	3	屋外広告物の表示・掲示については、東京都屋外広告物条例に基づく事前申請による許可制とすることで、あらかじめ安全性をチェックしております。 今後も、景観への配慮を促すとともに、屋外広告物の適正な設置及び管理について指導してまいります。	インターネット
11	街づくり	大規模な雨水等の対策として、港区内の河川にネットで確認できる定点カメラの設置(古川など)	3	現在、港区ホームページにおいて、区内河川の水位情報をリアルタイムで発信しております。今後、東京都建設局のホームページにリンクし、定点カメラによる観測が行えるよう検討してまいります。	インターネット
12	情報発信	公園等に港区からの防災情報等を見ることのできるデジタルサイネージの設置を 要望します。	3	現在、区では、区有施設35か所にデジタルサイネージ(電子掲示板)を52台、区内公園等に電子ペーパーサイネージ付き自動販売機を24台設置し、区民、在勤者等に対して、地震、風水害等の防災情報やその他緊急情報を発信する環境を整備しております。 今後も、新たに建設する区有施設などに設置を検討してまいります。	インターネット
13	啓発	住民や企業に対しての備蓄の推進及び災害備蓄メーカーの情報の提供を要望します。	3	家庭や区内事業者への防災用品あっせんを実施しており、地域における防災備蓄 の推進に努めております。	インターネット
14	計画全般	大規模災害への備えとして、区が行ってきたこれまでの取組と今後必要となる取組が体系的に整理されており、非常に分かりやすい内容かと思います。地域防災計画での具体的な対応策との関係をより明確にし、発災時に的確な対応がなされることを望みます。	5	今後、港区地域防災計画を修正する際に、港区地域防災計画と本計画との関係を より明確に示すとともに、周知方法を工夫してまいります。	インターネット
15	街づくり	自然災害発生時の避難路や待機場所を確保する為、地下の歩行者通路拡大整備を要望します。 現在進められている、虎ノ門駅や虎ノ門ヒルズ駅周辺での駅施設や地下通路の整備と繋がるように、内幸町駅や霞ヶ関駅と通路のネットワークを広げることで、桜田通りや外堀通りといった幹線道路に、緊急車両等の走行や救助活動が行いやすくなると考えます。避難する歩行者が倒壊する建物に巻き込まれることも避けられます。 同様に、日比谷通りの地下通路整備も要望します。そのためにも、虎ノ門ヒルズ駅の新規開設に倣い、日比谷通りと新虎通りの交差点に、都営三田線の新駅(内幸町駅・御成門駅の中間)を開設することで、このエリアを利用する歩行者の安全性や防災性も向上すると考えます。	5	災害時の地下空間の活用に向けたご提案として、東京都交通局及び東京地下鉄株 式会社へ伝えてまいります。	インターネット
16	街づくり	(河川)貯留空間及び排水設備設置を要望します。	5	河川の貯留空間及び排水設備は東京都建設局が所管となるため、ご意見を伝えて まいります。	インターネット
17	街づくり	地震発生時の津波対策として、湾沿いにネットで確認できる定点カメラの設置を 要望します。	5	港湾施設は東京都港湾局が所管となるため、ご意見を伝えてまいります。	インターネット
18	情報発信	防災行政無線の改良に向け、音声不良の地域では、無線機・スピーカーの性能と 品質の向上を図るため、大学、企業、国立及び公立研究機関との連携研究を進 め、技術改良を行う。	5	防災行政無線機器を開発する企業等に意見を伺うなど、引き続き防災行政無線の 音質改善の方法を調査研究してまいります。	インターネット

No	分類	区民等意見	対応状況	区の考え方等	区分
19	環境	子 <u>どもたちの通学路が路上喫煙の温床となっていて危険である。</u> 芝消防署の前の通り(三井ガーデンホテル周辺)は、工事現場があり作業員が路 上喫煙をしている。 園児が散歩しているときでさえ喫煙をしている。	5	区は、「みなとタバコルール」により、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちをめざしております。 ご指摘の箇所については、巡回指導員による巡回の強化や区職員が調査する等、 路上喫煙防止に向けた対策を講じてまいります。	電話